

奥尻航路サイクルツーリズム誘客促進事業 サイクリングマップ製作業務 仕様書

「奥尻航路サイクルツーリズム誘客促進事業 サイクリングマップ製作業務」公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）において別に定めることとした業務概要を、本仕様書により定めます。

なお、本仕様書における表現、略称等については、要領に準じることとします。

1 業務名

奥尻航路サイクルツーリズム誘客促進事業 サイクリングマップ製作業務

2 業務内容

(1) 作業内容

企画立案、デザイン、コピーライト、レイアウト、編集、翻訳、校正、印刷、折込、製本、納品、工程管理などマップ製作に必要な全ての作業

(2) 仕様

製作物	サイクリング（自転車周遊）マップ
体裁	A2～A3版、変形 （折り加工は、サイクリストの携帯性を考慮すること）
紙質	マットコート紙 70～90 kg
色数	両面4色カラー
言語 及び 数量	次のいずれかとする。 ① 日本語版 1,500部以上 及び 英語版 1,500部以上 ② 日本語及び英語併記版 3,000部以上
校正	2回以上（色校正を含む）
その他	PDFデータを作成し、CD-R等で納品すること （Web掲載用とし、PC印刷出力が可能な品質を保持すること）

(3) 構成・制作要件

- ① マップには、エリア5町を中心とした道南・檜山管内においてサイクリングに必要な施設・スポット、モデルルート、重要な道路条件（悪路、隘路、視界見通し、トンネル等）などの情報を包含してください。
- ② これから当該エリアに初めてサイクリングを訪れる人にも訴求できるよう、デザインは視覚的効果を高めるものとしてください。
- ③ 北海道外や海外のサイクリスト向けに、近隣の空港（新千歳、函館）及び新幹線駅（新函館北斗、木古内）からのアクセスを掲示してください。
- ④ タイトルは「ひやま・奥尻サイクルーズ」とし、奥尻航路サイクルツーリズム誘客促進事業の専用Web（下記URL）コンテンツを参考にしながら、可能な限り統一感を持たせてください。（→ <http://www.ok-cycleuise.jp/>）
- ⑤ 他の媒体等から写真等を転用する場合は、出典を明記してください。

3 用途

道内外で開催されるイベント、プロモーション活動やサイクリング団体、ツアーグループ等向けの配布、当該エリアを中心とした道内各地の観光案内所や道の駅での配架頒布など、様々な場面での利用を予定しています。

4 著作権等

- (1) 要領第12(1)に基づき、本業務の受託者は、制作し、納品した成果物について、当協議会が自由に使用できるよう、著作権法第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととします。
- (2) 本業務の受託者は、当協議会に譲渡する成果物に係る著作権法上の権利を、当協議会以外の第三者に譲渡してはなりません。
- (3) 本業務において製作（制作）するマップに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下、「原著作物」いう。）である場合には、受託者の責任において、本業務の趣旨等を原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で、原著作物の著作権者と当協議会との間に著作権法上の紛争が生じないようにしてください。
- (4) 本業務において製作（制作）するマップのデザインが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他当協議会の責めに帰する事由により、原著作物の著作権者と受託者の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は受託者が負うこととします。

5 納品等

(1) 印刷

オフセット印刷

(2) 納品期日

平成30年2月9日（金）

(3) 納品場所

奥尻航路活性化協議会が指定する場所（奥尻町内）とします。

6 その他

要領及び本仕様書に定めのない事項については、当協議会事務局と十分な打ち合わせの上で、業務を実施してください。

なお、企画提案の段階で疑義が生じた場合は、要領第7(2)により、当協議会事務局へ質問票を送付願います。